

照度計の検定申請について

照度計（特定計量器）の検定では、構造検定と器差検定に合格する必要があります。器差検定に先立って行われる構造検定では、下記内容について満足しない場合は不合格となってしまいます。また、一旦受理してしまいますと、検定手数料は返納することができません。

つきましては、構造検定に係る要件について、あらかじめ御確認の上、申請いただくことをお薦めいたします。

その他、御不明な点がございましたら、本社標準部校正サービスグループまで御連絡ください。

記

《構造検定に係る要件》

1 表記に係る要件（次の事項が鮮明に表記してあること※）

- (1) 製造事業者名、登録商標又は経済産業大臣に届け出た記号
- (2) 照度測定範囲（lx）
- (3) 測定基準面の位置
- (4) 製造年
- (5) 製造番号
- (6) 合番号（受光部と表示部が分離できる構造のもの）
- (7) 型式承認番号

※ 情報が消滅している場合はもちろん、判読不能な場合や他のラベルで隠れている場合なども不合格となります。なお、判読不能な表記について、自作したラベルや手書き等で表記することも計量法上認められておりません。

2 構造一般に係る要件

- (1) 塗装やめっきが容易にはがれないこと
- (2) 内部から異音等がないこと（異物の混入、内部部品の外れなど）
- (3) 零調整のための機構に不備がないこと（付属キャップがあることなど）
- (4) 表示機構に読み取りに疑義がないこと（セグメントの欠落、目盛線の消滅がないことなど）